

保険証の経過措置期間終了に向けた取組について

令和7年7月18日

1_「これまでの経過」と「今後の取組」の要点

◆ これまでの経過

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました。船員保険部ではP3～P6のとおり、マイナ保険証及び資格確認書にかかる取組や周知広報を行い、円滑な制度移行に努めました。

◆ 今後の取組

令和7年12月1日に従来の保険証の経過措置期間が終了し、保険証を利用して医療機関等を受診できなくなります。引き続きマイナ保険証の利便性や利活用の推進を広報するとともに、「保険証が発行されており、かつマイナ保険証の利用登録がない方等、約3万人」に対し、船員保険部ではP7～P10のとおり、資格確認書の一括発行を行い、加えて周知広報を行います。

2_令和6年12月2日以降の新規加入者を対象とした取組

①「資格確認書」発行要否欄の周知

マイナ保険証のご理解や、資格確認書の発行手続き方法をお知らせすることを目的に、小冊子(「マイナ保険証のはなし」P5参照)を作成し、すべての船舶所有者及び被保険者へ配布を行ったほか、保険料納入告知書の同封チラシや、協会ホームページ、メールマガジン等を活用し、「資格確認書の発行が必要な方は資格取得届の発行要否欄にチェックが必要」であることを周知しました。

② 船舶所有者へ「資格確認書」の留意事項の等を案内

資格取得後に資格情報のお知らせを送信する際、「資格確認書の発行には資格取得届の発行要否欄にチェックが必要」であることや、「チェックはしていなかったが、資格確認書が必要となった場合は、資格確認書の交付申請書の提出が必要」であること、また、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したことによる変更点を周知しています(P6参照)。

③「資格確認書」の住民基本台帳照会前の発行

協会でマイナンバーが確認できない方について、資格取得後まもなく陸上を離れる船員労働の特殊性を鑑み、住民基本台帳へマイナンバー照会を行う前に交付申請なしで資格確認書を発行し、制度の円滑な運用に努めています。

④ マイナ保険証の利用登録がない方等への対応

医療保険者等向け中間サーバーより月次で連携される情報を利用して、船員保険部において資格取得後にマイナ保険証の利用登録をしていない方等に対し、毎月資格確認書を交付申請なしで発行を行い、資格確認書が必要な方にもれなくお届けできるよう対応を行っています。

船員保険の対応

- ①「資格確認書」交付希望欄の周知
- ② 船舶所有者へ「資格確認書」の留意事項等を案内
- ③「資格確認書」の住民基本台帳照会前の発行

対応①

資格取得届等に「資格確認書の交付希望欄」が追加され、希望する場合は☑が必要となることを周知

取得届等の提出

取得届等の交付希望欄の記入

あり

なし

資格情報のお知らせ発行

資格確認書
発行

船舶所有者
への案内

対応②

船舶所有者へ資格確認書の留意事項等の案内

- 取得届に交付希望がない場合発行までに時間がかかること
- 必要な場合は交付申請により数日で発行を受けられること
- マイナ保険証のメリット
(転職等で記号番号が変更となる場合、これまでの保険証より早く変更後の資格情報で受診できる等)

対応③

マイナンバーが確認できない方について住民基本台帳情報の照会前に資格確認書を交付申請なしで発行

資格確認書
発行

資格確認書
発行

なし

住民基本台帳への照会

マイナンバー
有無 (※)

あり

住民基本台帳
照会・回答

あり

なし

対応④

資格確認書
発行

なし

マイナ保険証
有無

(※) 取得届等でマイナンバーの記載がない場合でも、協会のシステムにおいて、基礎年金番号で照合しマイナンバーが判明すれば、中間サーバーへ資格情報やマイナンバー情報を連携している。基礎年金番号でもマイナンバーが不明な場合に限り、住民基本台帳へ照会を行っている

(参考)船員保険の対応①

●小冊子「マイナ保険証のはなし」(令和6年度版)

保険証の新規発行終了後、医療機関等を受診するときは？

方法1 使わないと損!? **マイナ保険証**

お薬手帳を忘れて、今までの処方箋がわからない……
このまともらったお薬、あとどれくらい使っても？
健診結果を病院へ提出するよう言われたのに、忘れてしまった！

マイナ保険証なら…… より質の高い医療が受けられる！

本人が同意すれば、初めてかかる医療機関等でも、特定健診や今まで処方されたお薬の情報を医師等と共有でき、より良い医療が受けられます。
健診の医療機関を利用しているも、今までのお薬の情報を医師や薬剤師に共有できるので、お薬の量や飲み合わせが悪い処方などをもより正確に助けるようになります。

今までの健診結果を確認したいのに、なくしてしまった……

マイナ保険証なら…… 自身の健康情報をいつでも確認できる！

マイナポータルで過去の特定健診の結果や、処方・医療費の情報が随時でき、日々の健康管理に役立ちます。

確定申告の医療費控除の手続きが面倒……

マイナ保険証なら…… オンラインで医療費控除がより簡単になる！

マイナポータルを通じて医療費情報の自動入力で、確定申告の際の医療費控除がより簡単になります。

入院費、通院費が高額になり、支払いが不安。

マイナ保険証なら…… 限度額を超える一時的な支払いが不要になる！

本人が同意すれば、限度額適用認定証を表示しなくても、医療機関等での窓口負担額が高額医療費制度の限度額に抑えられます。

転職したけど、すでに医療機関にかかりたい！

マイナ保険証なら…… 保険証としてずっと使える！

転職や路上転移・海上転移の転職転移があった場合でも、保険証としてずっと使えます。
※転職や転居転移の際には、船舶所有者の求めに応じてマイナンバーを提出してください。

万が一の災害、保険証が手元にない！

マイナ保険証を登録しておく…… 災害時にも受診できます！

災害時には、マイナンバーカードや保険証を持参しなくても、本人の同意があれば、医師・薬剤師は本人の船員保険の資格情報（国籍情報・診療情報・特定健診情報等）の閲覧が可能です。

●令和6年12月2日以降、新規に保険証の発行はされません。

●保険証の新規発行終了後に医療機関等を受診する際は、2つの方法があります。
※経過措置期間（令和6年12月25日～令和7年12月1日）は現在お持ちの保険証を引き続きお使いいただけます。

方法2 マイナ保険証を持っていない場合 **資格確認書**

マイナ保険証を持っていない等の場合、**資格確認書**をご提出いただくことで医療機関等が受診できます。

資格確認書発行対象の方

- ①マイナンバーカードを持っていない方
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナンバーを船員保険部へ届け出していない方
- ④資格確認書の発行を希望された方、等

資格確認書発行までの流れ

- 発行の保険証が発行されている方 ▶以下(1)～(2)の場合に発行します。
 - (1) 船員保険部の確認による発行
船員保険部にて上記の発行対象①～④であることが確認できた方は、令和7年6月に保険証を、令和7年9月に船員保険部を、船員保険部を通じてお取りします。
 - (2) 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行
上記(1)以外で発行を希望される場合、船員保険部を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。（交付申請書は令和6年11月9日に必要です。）
- 発行の保険証が発行されていない方 ▶以下(1)～(3)の場合に発行します。
 - (1) 船員保険資格確認書・船員保険部での希望による発行
提出書の中の「資格確認書発行希望欄」にチェックを入れてご提出ください。
※「資格確認書発行希望欄」が記載された提出書は、令和6年11月9日に必要です。
 - (2) 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行
上記(1)または(3)の方法以外で発行を希望される場合、船員保険部を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。
 - (3) 船員保険部の確認による発行
上記(1)または(2)の発給にあわせて、船員保険部にて上記の発行対象①～④であることが確認できた方、資格確認書をお取りします。ただし、発行まで最長1か月程度要することから、お急ぎの方は(1)または(2)での申請を希望いたします。

資格確認書イメージ

資格確認書の有効期間は最長5年です。有効期限内にご返された場合は、資格確認書をお返す必要はありません。有効期限が切れた資格確認書については、船舶所有者へ返却するか、ご自身で破棄してください。

※郵送・ウェブ・窓口は発行の保険証と同等です。
※変更になる場合があります。

船舶所有者の責任について

- 船員保険の資格確認書及び船員保険資格確認書は、10日以内に日本年金機構へご提出ください。
※船員保険法施行規則上の義務です。
- 資格確認書及び船員保険資格確認書のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。
※船員保険法施行規則において、船舶所有者は、届け出の際に、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。
- 船員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけていただきますようお願いいたします。

送付時期: 令和6年8月

送付対象: 船舶所有者(4千箇所)及び被保険者(5万6千人)

(参考)船員保険の対応②

●資格情報のお知らせ同封チラシ

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

**マイナ保険証をお持ちでない方の
資格確認書の手続きを忘れていませんか？**

12月2日に従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方は、保険診療を受ける際に「**資格確認書**」が必要なため、以下の方法で入手いただくようお願いいたします。
(保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日まで引き続きご利用できます)

資格確認書の入手方法

**① 資格取得届に
☑する**

資格取得届や被扶養者届の「**資格確認書発行要否欄**」に☑をすることで数日で発行されます。

ココに☑！

資格取得届
サンプル

送られていない方、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格取得から30日～50日ほど申請まで発行されます。

今回「資格情報のお知らせ」をお送りした方のうち、「**資格確認書**」を同封していない方は、提出済みの資格取得届等の**発行要否欄に☑がされていませんでした**。もし、資格確認書の発行手続きをお忘れで、お急ぎが必要な場合は、**②の交付申請書をご提出ください**。

**② 交付申請書を
提出する**

「資格確認書交付申請書」を船員保険部へご提出いただく、資格確認書が発行されます。
(交付申請書は船員保険のホームページよりダウンロードできます。)
※資格確認書交付申請書には船舶所有者の証明が必要です。

有効期限内に送届いた場合、資格確認書は、資格喪失届に添付をお願いします。
マイナ保険証へ切り替えて資格確認書が必要になった場合等は、船員保険部へ直接ご連絡ください。
(有効期限が切れた後は、ご自身で郵送いただく必要があります。)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

政府広報 マイナ保険証

マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等に関することは
0570-015-369 平日9:30～17:15
土日祝日10時～16時

全国健康保険協会
船員保険

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルまで

〒102-8016
東京都千代田区千代田2-7-2 スタービルディング14階

保険証は2024年12月2日に新規発行が終了
(旧保険証として、発行済みの保険証は引き続き有効に利用いただけます。)

**マイナ
保険証**
使えます！

**医療機関の受診は
マイナ保険証で**

※マイナ保険証は、マイナンバーカードに連携して利用いただけます。

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

ポイント1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定情報や薬剤・診療情報が医師と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した範囲内)

従来の保険証では 医師に伝える情報が断片的で、医師が正確な診断・治療に悩む場合があります。

オンライン資格確認なら 医師が診療履歴を確認でき、より適切な診断・治療が可能になります。

医師の声 Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？
A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります。診療で連携が必要な患者さんや病状でも連携の情報を活用して、より適切な診療が可能になります。また、診療履歴を確認できることで、患者さんの病状を把握しやすくなります。

ポイント2 手続きなしで高額な窓口負担が不要！

マイナ保険証が発行されると、患者様も窓口負担がなくなり、本人が同意すれば医療機関が連携して診療を受ける際の窓口負担が不要となります。船員保険への手続きは必要ありません。

従来の保険証では 患者様が窓口で支払う窓口負担が、医師が診療履歴を確認する必要があるため、窓口負担が発生します。

オンライン資格確認なら マイナ保険証で診療すると、医師が診療履歴を確認でき、窓口負担が不要になります。

患者の声 Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？
A 申請しなくても窓口での支払いが大幅に減りました。また、診療履歴を確認できることで、医師が適切な診療を行うことができ、医師の負担も軽減されました。マイナ保険証を利用すると、窓口負担がなくなり、医師が診療履歴を確認でき、窓口負担が発生しません。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右のQRコードからご確認ください。
詳しくは船員保険部へお問い合わせください。【船員保険部】

全国健康保険協会
船員保険

送付時期:令和6年11月以降

送付対象:資格取得届を提出した船舶所有者

3_令和6年12月1日以前の既存加入者を対象とした取組

① 職権発行対象者への事前案内

保険証が発行されており、かつ令和7年2月時点でマイナ保険証の利用登録がない方等を対象に、マイナ保険証の利用登録ができること、また、保険証の経過措置期間が終了するまでに交付申請なしで資格確認書をお送りすることを周知しました(P9参照)。

② 資格確認書の一括発行

保険証が発行されており、かつ令和7年4月末時点でマイナ保険証の利用登録がない方等3万人を対象(注1)に、令和7年7月から9月(注2)にかけて、交付申請なしで資格確認書を作成し、船舶所有者へ発送を行います。

(注1)令和7年12月1日までに資格喪失予定の方を除く

(注2)被保険者と被扶養者の資格確認書の到着時期がずれて混乱が生じないように、発送時期を統一した

③ 保険証の経過措置期間終了にかかる広報

令和6年12月1日以前に加入し、従来の保険証を利用している方は、[令和7年12月2日以降保険証が利用できなくなる](#)ことを、保険料納入告知書の同封チラシや、新聞広告等を活用して広報を行っています(P10参照)。

また、令和6年度に作成した小冊子「マイナ保険証のはなし」の令和7年度版を船舶所有者及び被保険者へ令和7年10月下旬頃に発送し、[マイナ保険証の利便性や利活用の推進、資格確認書の説明等](#)について広報を行います。

加えて、マイナ保険証を利用登録している方で資格確認書が必要な場合は、交付申請書の提出が必要であること、及び、交付申請書は、保険証の経過措置期間が終了する前に余裕をもって早めに提出をお願いしたいことを早期から周知することで、円滑な移行に努めて参ります。

今後の取組として、引き続きマイナ保険証の利活用について広報をするとともに、マイナ保険証を利用されない方が、安心して医療機関を受診いただけるよう、資格確認書の発行について、次の取組を実施します。

① 新規加入者向け(令和6年12月2日時点で加入手続き中、又はこの日以降に加入する方)

- 新規加入時に資格取得届等の資格確認書発行要否欄に☑がなく、本人がマイナ保険証をお持ちでない場合、資格確認書が職権発行されるまで1.5か月程度時間がかかるケースがあります。

そのため、資格確認書の交付を希望される場合は、できる限り資格取得届等の提出時に、発行要否欄に☑していただきたいことを、引き続き各種広報で船舶所有者にアナウンスします。

- 新規加入時に資格取得届等でマイナンバーが不明な方等について、住民基本台帳からの回答を待たず資格確認書を職権発行します。

② 既存加入者向け(令和6年12月1日までに発行された保険証をお持ちの方)

- マイナ保険証をお持ちでない方等を対象として、令和7年2月にマイナ保険証の広報と資格確認書の職権発行に関する事前案内をお送りします。
- 令和7年2月のご案内後もマイナ保険証をお持ちでない方等を対象として、保険証の経過措置期間が終了する前に資格確認書を確実にお届けできるよう、余裕をもって発行します。

<被保険者の方> 令和7年6月予定

<被扶養者の方> 令和7年9月予定

(参考)職権発行対象者への事前案内

●事前案内はがき

マイナ保険証登録の準備ができています！

様は
マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として、利用登録する準備が整っています。
マイナ保険証があれば、より便利に医療を受けることができますので、ぜひ利用登録をいたください。
ようお願いいたします。



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

【マイナ保険証の利用登録ができる資格情報】

	(記号)	(番号)	(校番)
記号・番号・校番			
氏名(漢字)			
氏名(カナ)			
生年月日			
資格取得年月日 又は 被扶養者認定年月日			

●船員保険がマイナンバーの情報を医療保険者等向け中間サーバーに登録したことで、ご本人がマイナ保険証の利用登録ができるようになりました。

●このご案内は令和7年2月1日時点の中間サーバーの情報でマイナ保険証の利用登録がない方を対象として作成しています。すでに利用登録をしている場合は行き違いのためご容赦願います。

マイナ保険証の利用登録方法

マイナンバーカードを保険証として利用する際は、「医療機関や薬局のカードリーダー」やスマートフォンで「マイナポータル」へアクセスして登録することができます。



マイナンバーカードの
健康保険証利用方法
(厚生労働省)



マイナポータル



〇△商標登録

Q マイナ保険証を利用しない場合は？

A 船員保険が発行する**資格確認書**をご利用ください。

マイナ保険証をご利用されていない方を対象に、**令和7年6月から9月に順次「船員保険資格確認書」をお送りします**(※)。
お手元の保険証は、令和7年12月2日以降、利用できなくなるため、「**資格確認書**」で医療機関等を受診いただくようお願いいたします。(※)すでに資格確認書が発行されている方を除きます。

保険証を紛失、破損した場合等で、**資格確認書**がすぐに必要な場合は、**交付申請書**を船舶所有者経由で(疾病任意継続加入の方は直接)船員保険部へ提出いただくことで資格確認書が交付されます。

各種お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバーカード、通知カード等に関すること
0120-95-0178
平日9時30分～20時 土日祝日9時30分～17時30分

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

マイナ保険証、資格確認書等に関すること
0570-015-369
平日8時30分～17時15分(土日祝日除く)

POST CARD

料金後納
郵便

親展



船員保険からのお知らせ

全国健康保険協会 船員保険部
102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビル14階
TEL: 03-6862-3060

OPEN

送付時期: 令和7年3月

送付対象: 従来の保険証が発行されているマイナ保険証の利用登録がない被保険者及び被扶養者(3万人)

(参考)保険証の経過措置期間終了にかかる広報

- 保険料納入告知書同封チラシ(令和7年6月号)
- 日本海事新聞掲載広告

● 船内に掲示してください ●

令和7年6月

船員保険丸

マイナ保険証をお持ちでない方へ
資格確認書をお送りします

令和7年12月2日に、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わりました。

現在お持ちの保険証は、令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。
マイナ保険証をお持ちでない加入者さまが医療機関等を受診する際には、**資格確認書**が必要です。

船員保険では、療次、以下のとおり資格確認書を送付いたします。

船舶所有者さまにおかれましては、資格確認書が到着次第、船員の皆さまに配付していただきますようお願いいたします。

送付時期
令和7年7月以降順次

送付の対象
保険証をお持ちの加入者さまで、
令和7年4月30日時点でマイナ保険証の利用登録をされていない方
※令和7年12月1日までに75歳になる船員さま、または船員が75歳になる船員さまが対象です。

送付先
船舶所有者さまの所在地
※船員さまご自身の資格確認書については、船舶所有者さまの所在地へ送付します。
※船員さまがすでに資格確認書を受けている場合は、資格確認書を受取る必要月別期に入って船員保険へご連絡ください。

マイナ保険証・資格確認書に関するお問い合わせ先(協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル)
0570-015-369 受付時間: 8:30~17:15
※土日祝日、年末年始を除く

送付時期: 令和7年6月
送付対象: 船舶所有者、関係団体(9団体)

保険証は、マイナ保険証へ。

令和7年12月2日以降、従来の保険証は利用できません。

従来の保険証よりも便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証への切り替えをご検討ください。
マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で保険診療を受けられます。

お問い合わせ

全国健康保険協会 船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060 営業時間: 午前8:30 ~ 午後5:15(土日・祝日、年末年始除く)

掲載時期: 令和7年5月から令和8年3月まで、月1回